

参加表明書に関する質問回答書

No.	質問内容	回答
プロポーザル説明書について		
1	公募型プロポーザル説明書P.2の2. 参加条件(1)、2)、③当該構成員は、前年度設計業務等完成受注高が3千万円以上である者であること。とありますが、証明となる書類の提出が必要となりますでしょうか。 また、必要となる場合は、決算期が12月としている場合には、平成22年1月1日～平成22年12月31日までの財務諸表を提出すれば宜しいでしょうか。	平成22年1月1日から平成22年12月31日までの財務諸表の提出で結構です。
2	公募型プロポーザル説明書P.4の2. 参加表明書の作成(1).3) 事務所の実績とは、共同企業体としての実績と解釈して宜しいでしょうか。	代表構成員としての実績で結構です。
3	様式3・様式6 管理技術者及び各担当主任技術者について 本業務では代表構成員と県内構成員からなる設計共同企業体の組成が義務付けられておりますので、その趣旨を十分に踏まえ、「担当主任技術者」の下に新たに「担当技術者」を各分野1名選任し、様式6と同様の形式で「各担当技術者の経歴等」を提出させていただくことは可能でしょうか。ご教示願います。 (国土交通省のプロポーザルでは、通常、「担当主任技術者」に加え「担当技術者」の提出が求められております。)	提出いただくことは可能です。 ただし、評価対象は各担当主任技術者までとなります。
4	様式3の注意事項に、担当主任技術者が協力事務所の場合、在籍する事務所数を( )内に記入する。とありますが、( )内の人数は協力事務所とし、代表構成員及び構成員の人数は並列で記載すれば宜しいでしょうか。	そのとおりです。
5	様式3. 事務所技術者数は、代表構成員の数で宜しいでしょうか。	No.4のとおりです。
6	様式4 事務所の業務実績について 共同企業体に参加条件ですが、様式4については、代表構成員と構成員各々の業務実績を各1枚ずつ提出すると理解してよろしいでしょうか、ご教示願います。	原則、代表構成員の実績で結構です。
7	プロポーザル説明書P8第1次審査基準 事務所の能力で業務実績の評価について、「実績の規模」とありますが、具体的な評価基準をご教示願います。	実績については、プロポーザル説明書P.2 2.(1).5を満たすものであれば、建物用途や規模は問いません。
8	プロポーザル説明書P8第1次審査基準 過去の「受賞歴を評価する」とありますが、具体的には賞の種別でどのように評価するのでしょうか。ご教示願います。	受賞の有無に対して評価します。 過去のプロポーザルの特定実績は除くものとします。 なお、賞の種別、受賞内容に対しては審査委員会において審議対象となり得ます。
9	佐野市におかれまして、設計業務委託を請負った場合、元請設計事務所の下請けとなる協力事務所(構造・設備設計事務所等)は佐野市に入札参加指名願いを提出して、参加資格の認定を受けていないと、協力事務所として認められないのでしょうか。栃木県、その他市町村の場合、このような条件はないと思われまます。 つきましては、公募型プロポーザル説明書P.2の2. 参加条件(1).1)にII. 1の参加資格を満たしている単体企業(協力事務所を含む)とありますが、構造・設備・積算を協力事務所として協力をして頂く場合に、佐野市の入札参加資格者でなければならないと解釈されます。構造設計事務所・設備設計事務所・積算事務所で、佐野市に入札参加資格を申請している事務所は、限られていると思われまます。 このことにより、構造・設備・積算等の技術者を持たない設計事務所同士が協同企業体を組織することによる参加は難しいと思われまます。従来までのプロポーザルに無い内容に思われまます。 このような問題は、以前、茅ヶ崎文化会館のプロポーザルで問題になりました。それらに対し、国土交通省が構造・設備の技術者(構造設計一級建築士・設備設計一級建築士)を持たない設計事務所を排除しないようにという主旨の公告を出しました。是非ご検討を下さいますように、お願い致します。	協力事務所は、佐野市の測量・建設コンサルタント等業務に登録されている者であることの対象とはしておりません。

No.	質問内容	回答
10	「V.参加表明書の選定基準および技術提案書の特定基準」において、第2次審査の配点には、第1次審査の得点を考慮しないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
11	説明書のⅡ. 2. (2). 8)にある業務の一部を再委託する場合条件は、Ⅰ. 2. にある業務内容を指し、いずれかを再委託する場合もⅡ. 参加資格及び条件等を満たさなければならないと解釈してよろしいでしょうか。	No.9のとおりです。 なお、説明書P.3 Ⅱ. 2.(3).8)を削除いたします。
12	様式10別紙の参加表明書提出に際して必要とする書類の1. 参加表明書が1部となっておりますが、正1部、副9部と解釈して宜しいでしょうか。	正2部、副9部の合計で11部となります。
13	様式10別紙の参加表明書提出に際して必要とする書類の2. 申請確認資料に代表構成員①～④各1部、構成員①～②各1部とありますが、構成員についても管理技術者及び、各担当主任技術者を選出した場合は、前述の内容に縛られず、それぞれに必要な資料を提出すると解釈して宜しいでしょうか。	説明書P.2 2.(3).3)で管理技術者及び各担当主任技術者は1名であることとしております。質問の中では、「構成員についても」とございますので、複数名の提出は認めておりません。
14	様式については、全て片面印刷として解釈して宜しいでしょうか。	結構です。
<b>佐野市新庁舎建設計画について</b>		
15	建設計画の概要3. ※1)の中で市道佐野181号線は廃止することが可能であるが、通路としての機能を維持するものであることとありますが、人が通行できる程度の機能を維持すると解釈して宜しいでしょうか。	機能も含め技術提案の中で示してください。
16	佐野市新庁舎建設計画にございます、立体駐車場3,500㎡は絶対条件でしょうか。 また、敷地内駐車場200台は、絶対条件でしょうか。	立体駐車場の数値はあくまで参考の数値であり、今後の設計の中で詳細は決めていきます。 駐車台数は、参考の数値ではありませんが、確保いただきたい台数としております。
17	敷地について、佐野市新庁舎建設計画P.22に示されております敷地の南側部分に存在しております、民有地につきましても計画対象地内として考えて宜しいでしょうか。	佐野市新庁舎建設計画P.22の記載のとおり太線で囲まれた範囲が計画対象敷地です。
18	資料としまして、佐野市新庁舎建設計画P.22に示されております新庁舎建設予定地の敷地境界線が解る敷地図を資料として頂けないでしょうか。	設計者特定ののち、資料については協議しますが、測量業務は業務委託の内容に含まれていません。